

**フランス共和国上院の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察
参議院議院運営委員長一行報告書**

団	長	参議院議院運営委員長 岩城 光英
	参議院議員	磯崎 仁彦
	同	大家 敏志
	同	岡田 直樹
	同	小見山幸治
	同	広田 一
	同	水岡 俊一
	同	長沢 広明
	同	水野 賢一
	同	仁比 聡平
同	行	委員部副部長議院運営課 長事務取扱 岡村 隆司
		委員部議院運営課調整主 幹 八 鍬 敬嗣
		参事 光地 壱朗

始めに

本議員団は、フランス共和国上院の招待により同国を公式訪問するとともに、各国の政治経済事情等、とりわけ各国の放送アーカイブ制度等を視察するため、平成二十五年八月二十五日から九月二日までの九日間、フランス共和国、英国及びオーストリア共和国の三か国を訪問した。

日程は次のとおりである。

- 八月二十五日 東京発パリ着（二泊）
- 二十六日 フランス国立視聴覚研究所（I N A）視察
ダビッド・アスリーヌ上院仏日友好議員連盟会長との会談
- 二十七日 フランス国立図書館（B n F）視察
パリ発ロンドン着（二泊）
- 二十八日 ロジャー・ゴッシフ英日議員連盟会長との会談
英国放送協会（B B C）視察
- 二十九日 英国映画協会（B F I）視察
ロンドン発ウィーン着（三泊）
- 三十日 ラインハルト・トート・オーストリア連邦参議院議長との会談
ヴェルナー・ノイバウアー墺日友好議員連盟会長との会談
ヨゼフ・チャップ・オーストリア国民議会外交委員長との会談

オーストリア放送協会（ORF）視察

三十一日 国際機関邦人職員との意見交換

九月 一日 ウィーン発フランクフルト着

フランクフルト発（機中泊）

二日 東京着

一、各国国会訪問

（一）ダビッド・アスリーヌ上院仏日友好議員連盟会長との会談

議員団はダビッド・アスリーヌ上院仏日友好議員連盟会長の外、アンブロワーズ・デュポン副会長、エムリ・ドゥ＝モンテスキュー副会長及びアリンヌ・アルシンプオ理事と会談した。

冒頭、アスリーヌ会長より、議員団の訪問に対し歓迎の意を表明するとともに、今後とも日本議員団との交流を一層進めていきたいとの発言があった。また、自身が委員長を務める「上院法律施行統制委員会」の活動を紹介し、法律が施行された後、適正に執行されているかをチェックする役割を担っているとの発言があった。

岩城団長より、アスリーヌ会長から招待状を頂き、会談の機会を作っていたことに感謝したい。また、東日本大震災に際し、レスキュー隊による救助活動も含め、フランスから寄せられた様々な支援に対し、感謝したい。世界共通の課題に対処するため、今後とも、日仏の議会間で緊密に連携していきたい旨の発言を行った。

また、放送アーカイブ制度に関し、フランスにおける放送番組の収集・保存の目的、収集された放送番組の利用等について、アスリーヌ会長から、放送番組の収集・保存の最大の目的は、創造活動の記憶である。法定アーカイブ（一九九五年に開始された放送番組の法定納入制度）については、その利用は研究目的に限られている。それ以外の方法で収集した放送番組については、できる限り無料又は少額で一般国民が利用できるようにしている旨の発言があった。

（二）ロジャー・ゴッシフ英日議員連盟会長との会談

議員団は、ロジャー・ゴッシフ英日議員連盟会長（下院議員）の外、トレンチャード副会長（上院議員）と会談した。

ゴッシフ会長から歓迎の意が示された後、岩城団長から、会談の機会への謝意を表するとともに、東日本大震災に際し、英国から、救助活動など様々な支援を頂いたこと、ゴッシフ会長の昨年三月の訪日の際、被災地を訪問していただいたことに感謝したい。議員交流を含めた対話を通じて、共通の課題への対応において、日英間の連携を強化していきたい旨の発言を行った。

ゴッシフ会長から、明二十九日、シリアに対する武力攻撃の是非について、政府提出動議の採決が予定されていることが紹介され、シリア情勢について、内戦の状態が続き、危険な状態にあるが、化学兵器使用に関する国連の調査報告を待

つべきである。世論は軍事行動には反対の意見が多いとの発言があった。

また、二院制の在り方について、ゴッシフ会長から、私見として、上院議員の持つ専門性には敬意を表するが、法案の半分以上がEUからのものであり、これへの対応には一院制で十分であるとの見解が示された。一方、トレンチャード副会長からは、EUから多くの法案が提出されるからこそ、上院でしっかり議論している。見直しの府たる上院のチェック機能が重要であるとの見解が示された。

(三) ラインハルト・トート・オーストリア連邦参議院議長との会談

議員団は、ラインハルト・トート・オーストリア連邦参議院議長と会談した。

トート議長から、歓迎の意が示された後、日墺は一八六九年の修好通商条約以降、貿易面、文化面等で良好な関係にあり、また、約三十の姉妹都市があるなど様々な交流が行われ、日本は信頼できる重要なパートナーであるとの発言があった。

岩城団長から、東日本大震災に際し、百万ユーロの義捐金、救援物資等、様々な支援を頂いたこと、また、昨年三月に議会において追悼記念式典を実施していただいたことに感謝したい。両国の友好関係が今日も良好に進展していることは喜ばしい。今回の我々の訪問が二国間関係の更なる深化のために役立てば大変うれしい旨の発言を行った。

また、トート議長から、東日本大震災の規模の大きさに驚いている。大災害からの復興に取り組んでいる方々に敬意を表したい。国民がしっかり守られることが重要であるとの発言があり、議員団から、防災・減災のための情報交換や技術協力などを進めていければ幸いである旨発言を行った。

二院制の在り方について、トート議長から、オーストリアでは、国民議会（下院）と連邦参議院（各州議会の代表からなる）があり、二院制は、民主主義を体现しているものであるとの発言があった。

(四) ヴェルナー・ノイバウアー墺日友好議員連盟会長との会談

議員団は、ヴェルナー・ノイバウアー墺日友好議員連盟会長（下院議員）の外、アンドレアス・カールスベーク下院議員等と懇談した。

ノイバウアー会長より、議員団の訪問に対し歓迎の意を表明するとともに、今回の一行の訪問は、墺日関係の一層の深化に資するものである。修好通商条約締結百四十周年の二〇〇九年には、下院議長とともに日本を訪問した。昨年は、議会において、東日本大震災の追悼記念式典開催に尽力した旨の発言があった。

岩城団長より、東日本大震災の際の百万ユーロの義捐金、様々な人道支援物資支援に感謝したい。また、昨年三月、ノイバウアー会長に献身的にイニシアティブをとっていただき、追悼記念式典を議会で開いていただいたことに感謝したい。日本とオーストリアの関係は、日系企業の進出、多くの姉妹都市関係が結ばれるなど極めて良好である。姉妹都市について国会議員としての立場でできる限りの支援をしていきたい旨の発言を行った。

また、ノイバウアー会長から、ツヴェンテンドルフ原子力発電所について、建

設が開始されたが、反原発運動等を背景に一九七八年に国民投票が行われ、稼働が見送られた。これは、国民の反原発意識だけでなく、首相に対する信任投票となった側面もあるが、当時の決断は、今から見れば正しかったと認識している旨の発言があった。

EUの在り方について、自分の所属する自由党はユーロをやめてシリングに戻るべきとの主張だが、多くの国民の理解を得られていない。また、EUには、ギリシャ、ポルトガル、スペインなど経済的に良くない国が含まれること、エジプト・シリア情勢等への対応について共通の立場を形成しにくいことなど、難しい課題があるとの発言があった。

(五) ヨゼフ・チャップ・オーストリア国民議会外交委員長との会談

議員団は、ヨゼフ・チャップ・オーストリア国民議会外交委員長と会談した。

チャップ委員長より、議員団の訪問に対し歓迎の意が示された後、オーストリア放送協会（ORF）について、ヨーロッパ全体でも優れた公共放送の一つであり、放送は国内でテレビ、ラジオとも人気が高い。公共放送として重要なのは、オーストリア国民のためにオーストリア独自の放送を行うことであり、ORFは重要な役割を果たしているとの発言があった。

岩城団長より、東日本大震災の際の百万ユーロの義捐金、追悼記念式典の開催に感謝したい。日本とオーストリアの関係は良好であり、更なる交流の深化を祈っている旨の発言を行った。

シリア情勢について、チャップ委員長から、武力行使は国連の委任があった場合にのみ可能となるものであり、あくまでも交渉を通じて問題を解決することが大切である。アラブ地域の安定は国際社会にとって大変重要であるとの発言があった。

二、各国のアーカイブ制度等視察

衆参両議院の議院運営委員会においては、我が国の放送番組を出版物と同様に文化的資産として蓄積し後世に伝えるため、国立国会図書館に放送アーカイブを設けるための検討を行った。平成二十四年三月十六日「国立国会図書館による放送文化の収集・保存に関する両議院合同検討会」を設置し、同年五月十日「国立国会図書館・放送アーカイブ制度骨子（案）」を了承した（本報告書末尾参照）。同骨子（案）については、放送事業者や学識経験者等から様々な意見が表明されていることから、先進的な諸外国の事例についても調査・分析を深める必要があり、今回の視察を実施することとなった。

放送番組のアーカイブは多くの先進国で実施されているが、アーカイブの実施主体の観点から、主に次の三つの類型に分類される。

- ① 公的機関が主体となって放送番組の収集・保存を行う国
- ② 放送事業者（主に公共放送事業者）が自らの放送番組の収集・保存を行う国
- ③ 公的機関と放送事業者が並存して放送番組の収集・保存を行う国

今回の視察においては、フランスが①、オーストリアが②、イギリスが③の類型に属する国であり、様々な制度に基づく放送アーカイブについて、説明聴取、意見交換及び施設視察を行うことができた。

ただし、ヨーロッパ諸国では、伝統的に放送業界全体に占める公共放送の割合が多い点に留意する必要がある。民間放送は一九八〇年代まで多くの国で認可されておらず、それまでは公共放送が独占的な地位を占めていた経緯がある。今回訪問した国では、フランスに民間放送が誕生したのが一九八二年、オーストリアに地上波民間テレビが参入したのが二〇〇三年である。イギリスでは、一九五五年に民間テレビ放送が開始されたが、一九九〇年放送法までは本格的な競争は実現していない。これに対して、我が国では、昭和二八年（一九五三年）にNHKと民間のテレビ放送が共に開始されるなど、公共放送と民間放送の二元体制で発展してきた。

以下、訪問先における説明・質疑応答を中心に調査の概要を報告する。

（一）フランス国立視聴覚研究所（I N A）

ミシェル・レナル収集部副部長らから、次のような説明を受けるとともに、施設を視察した。

I N Aは、国の視聴覚財産の保存を目的に、一九七四年に設立された公施設法人（公役務を任務とする公法上の法人）である。一九九五年に開始された放送番組の法定納入制度に基づき、現在はおおむね百のテレビ局、二十のラジオ局の放送を受信し記録している。法定納入のアーカイブには、テレビ・ラジオ合計約三百六十万時間分の放送番組が保存されており、ここにはコマーシャルも含まれている。これらの放送番組は、研究目的に限って保存・公開することが義務付けられており、フランス国立図書館内にその視聴施設を設けている。このほかに、I N Aは、法定納入制度が開始される前の公共放送の番組等約百七十万時間分を保有している。これらの放送番組を公開したり販売したりする権利はI N Aに移管されており、その一部については、I N Aのウェブサイトを通じて、一般人・教育機関への公開、放送関係者への販売を行っている。また、I N Aが保有する全ての放送番組を二〇一五年までにデジタル化する大規模な計画を実行中である。

議員団からの、国の機関が放送番組を収集することについて「表現の自由」との関係で議論になったことはあるかとの質問に対し、I N A側から、フランスでは文化的資産を保存・継承するという考えは古くから受け入れられており、これまで主に議論になったのは著作権等の権利の問題である旨の回答があった。また、過去に裁判所から放送番組の提出命令を受けたことはあるかとの質問に対し、そのような場合には司法の決定に従って放送番組を提出している旨の回答があった。

（二）フランス国立図書館（B n F）

フランソワ・ミッテラン館を訪問し、キャトリンヌ・デラン科学・技術部副部長らから、デジタル・アーカイブ化の取組等について次のような説明を受けると

ともに、館内を視察した。

B n F では、一九九〇年代以降、所蔵資料のデジタル化に取り組んでおり、国際標準規格に準じたデジタル・アーカイブを外部の協力館と連携して実施している。なお、デジタル化資料は、電子図書館の「ガリカ」でインターネット公開しており、現在では約二百七十万点の資料が利用可能である。さらに、二〇〇六年の法改正によりウェブサイトが収集の対象に加えられ、フランス国内ドメインのサイトを年一回大規模収集するほか、選挙等の特定テーマに関するプロジェクト収集を実施している。放送番組については、B n F 最大の施設であるフランソワ・ミッテラン館の研究者用利用スペースの中に、I N A のアーカイブを視聴できる施設（イナテーク）を設けている。イナテークでは、利用者が放送番組を複製することはできないが、静止画をデータとして持ち帰ることは可能である。

議員団からの、イナテークを利用できる研究者の定義とは何かとの質問に対し、B n F 側から、大学等の研究者に限っておらず、例えば、テレビ局の社員が過去の番組を見たいという場合でも審査を通れば利用可能である旨の回答があった。

（三）英国放送協会（BBC）

ビル・トンプソン連携推進局長らから、次のような説明を受けた。

BBC は、一九二二年の設立以降の九十年余で膨大な量の自らの放送番組をアーカイブしているが、ウェブサイト等で一般に公開しているものはごくわずかである。ただし、研究者に対しては英国映画協会での利用提供を、放送関係者に対してはBBC 子会社を通じての映像の販売を行っている。BBC は視聴者が支払う受信許可料によって運営されており、視聴者に還元するという観点から、アーカイブ全てを一般公開することを目標としている。その方法として、BBC のウェブサイトでアクセスできるようにする方法や、国内外のパートナーと協力してアーカイブを公開する方法を模索している。しかし、実現に向けては、番組の権利処理、商業モデルの構築、デジタル化、財源等の面で数多くの課題が存在する。

議員団からの、放送番組を文化的資産として継承するという国家的な政策をBBC としてはどのように考えるかとの質問に対し、BBC 側から、国の政策を実現するために英国映画協会があり、BBC も資金提供などの協力をしている旨の回答があった。

（四）英国映画協会（BFI）

スティーブ・ブライアント・テレビ担当上級学芸員らから、次のような説明を受けた。

テレビ番組の収集は一九五九年から行っているが、当初は放送事業者からの寄附によるものであった。一九八八年著作権法により、指定を受けた公共のアーカイブ機関において権利者の権利を侵害することなく録画を行うことが可能になり、その指定を受けたBFI は、BBC 及び地上波民間放送のテレビ番組を直接録画するようになった。現在、BFI は、BBC の全ての番組の録画と、地上波民間放送の全放送時間の約十二・五%の録画を保存している。衛星や有線の有料

放送は権利制限の対象外であるため、B F I が直接録画を行うことはできない。なお、地上波の民間放送事業者は、一九九〇年放送法により、公共のアーカイブ機関である B F I への資金提供の義務を負っている。B B C は、一九九五年以降、特許状及び政府との協定書により、B F I とアーカイブ維持のための協力をすることが義務付けられている。B F I のアーカイブの利用は研究目的に限られており、年間の利用者数は約六百五十人（教授・研究者、学生、視聴覚産業の専門家等）である。権利面で問題のない一部の番組については、B F I 施設での上映やウェブサイトでの提供を行っている。

議員団からの、B F I のアーカイブ構築に民間放送事業者がこれまでに異論を唱えることはなかったかとの質問に対し、B F I 側から、アーカイブの構築にはコストがかかることから、民間放送事業者は B F I がそれを行うことが自身のためになることを理解しており、否定的な意見は存在しなかった旨の回答があった。また、民間放送事業者の番組を選択的ではなく包括的に保存する必要性はないかとの質問に対し、将来的な計画としては、包括的な保存を検討している旨の回答があり、B B C 及び民間放送事業者の B F I への資金協力の額は幾らかとの質問に対しては、B B C は毎年約八万ポンド、民間放送事業者は毎年合計約百万ポンドである旨の回答があった。

（五）オーストリア放送協会（O R F）

コンラート・ミチュカ広報担当から、次のような説明を受けるとともに、施設を視察した。

O R F は一九五五年に放送を開始し、同年にアーカイブも設置した。アーカイブには、フィルム、ビデオ、D V D 等の媒体で約七十万本の放送番組が保存されている。保存されている番組は文化的資産と位置付けられており、今後それをどのようにデジタル化するかが課題である。また、O R F は、過去の映像を活用することを目的に、「マルコ」というデータベースを運用している。データベースには放送番組と映像素材のデータが合計約五百万件収録されており、これを利用して、現在放送中のニュースに過去の映像を挿入するといったことを効率的に行うことが可能となっている。

議員団からの、アーカイブの外部公開はどの範囲で行っているかとの質問に対し、O R F 側から、ウィーン大学において教員・学生に対して研究目的に限って公開しており、一般人に対しては、ウェブサイトを通じて、選挙やサッカー等の幾つかのテーマごとに権利処理が済んだ映像のみを提供している旨の回答があった。また、アーカイブを発展させることに伴って、番組制作者の報道姿勢が、映像が再利用されることを前提としたものへ変化することはあったかとの質問に対しては、被取材者の権利が関わるため、映像の権利を制作現場で厳格に取り扱うようになるなどの変化があった旨の回答があった。

終わりに

今回の訪問では、各国と日本との友好議員連盟のメンバーやオーストリア連邦

参議院議長等との意見交換を通じ、国政の重要課題等について、相互の理解を深めることができた。また、放送アーカイブ制度の視察において、各国のアーカイブ制度の現状と課題について認識を深めることができた。さらにウィーンの国際機関邦人職員との意見交換を通じて、各機関における日本の立場と課題、苦勞について認識を深めることができた。

また、今回の訪問を受け、派遣議員団十名を発起人として、参議院日墺友好議員連盟が設立された。これは、日墺議員間相互の親睦と日墺両国間の友好親善促進のために協力することを目的とするものであり、十月七日の議院運営委員会理事会において了承され、同三十日、三十七名の会員をもって、設立総会が開催された。

本議員団の視察に当たり、各国の放送アーカイブ制度の視察であることに鑑み、国立国会図書館総務部総務課の清水直樹係長にも同行いただき、様々な協力を得た。

また、各国への訪問に際しては、藤原聖也在フランス臨時代理大使、林景一在英国大使、小澤俊朗在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、鈴木秀雄在オーストリア臨時代理大使を始め、在外公館員等多くの方々の協力を得た。

報告を終えるに当たり、各国議会関係者、放送事業関係者及び国際機関邦人職員各位に改めて感謝を申し上げるとともに、在外公館や国立国会図書館からの支援に心より御礼を申し上げたい。

(参照)

国立国会図書館・放送アーカイブ制度（国立国会図書館法の一部改正）骨子（案）

I 放送の収集の目的

文化的資産として放送番組を蓄積し利用に供すること（納本制度の目的と同じ）

II 放送の収集の方法

- 1 国立国会図書館が受信した放送を直接、録画することができる。
- 2 放送されたにもかかわらず最良の画像・音声による受信ができない場合（天災地変・悪天候など）における放送の複製物の納入義務（放送事業者）を定める。
- 3 受信に契約が必要な場合の国立国会図書館との間の受信契約締結義務を定める。
- 4 収集した放送を長期保存（バックアップ作成）するため、番組に施された技術的制限手段の解除等を国立国会図書館が適法に行うことができること。

III 収集すべき放送の範囲

- 1 放送の内容による判断は行わない。
- 2 コマーシャルも収集する。

- 3 技術・費用の観点からの範囲の制約はあり得る。
- 4 改正法施行前に放送された番組を遡って収集しない。
- 5 収集範囲は、国立国会図書館法の委任を受けて国立国会図書館長が告示等により定める。

* 当面想定する収集対象

- 一 テレビジョン放送
地上波キー局（七局）
衛星（BS）放送（七局）
- 二 ラジオ放送
首都圏AM・FM局
- 三 一及び二とも、収集範囲の拡大について、費用・技術の観点から検討し見直す規定を置く。

IV 収集した放送の利用

- 1 収集した放送は、図書館資料として、現行の著作権法の範囲において利用に供する。
- 2 利用の具体的内容は、館長が国立国会図書館法の委任を受けて定める（現行の国立国会図書館資料利用規則において定める）。

* 想定される利用の態様

- 館内視聴（許可制）
- 複製（ダビング）による提供は行わない。
- 収集後一定期間経過後に視聴させる。

V 経費・人員

1 内容

- 録画・録音の装置・システム及び視聴システムの開発運用経費
- 記憶装置（容量が年々増大）の確保（ストレージ）
- 視聴室の整備
- 検索用の索引作成等経費（人件費及び外注経費）

2 手続

- 平成○年度国立国会図書館歳出予算要求

VI 施行期日等

1 施行期日

- 平成○年○月○日

2 著作権法の一部改正（国立国会図書館法の一部改正法附則）

- （一）国立国会図書館長は、IIによりラジオ放送及びテレビジョン放送を収集するために必要と認められる限度において、当該放送に係る著作物を録音し、又は録画することができること。
- （二）その他所要の規定の整備を行うこと。